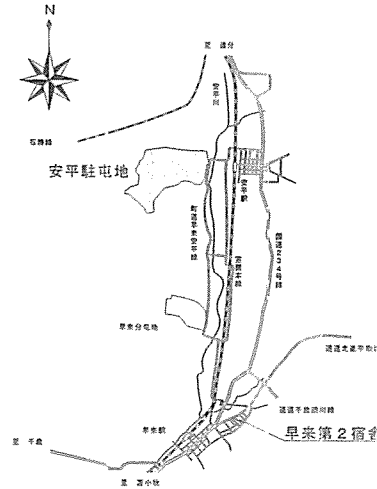


特記仕様書

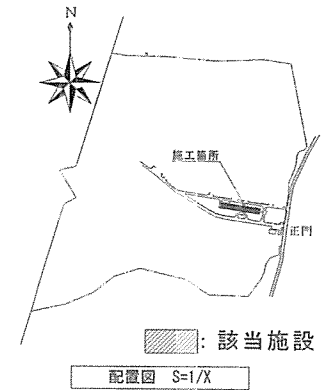
- 1 工事件名 : #60 隊舎排水管等補修工事
- 2 工事場所 : 北海道勇払郡安平町安平 陸上自衛隊安平駐屯地
- 3 工事概要 : 排水管撤去・新設・・・18、1m
洗面台下排水管新設・・・1式
天井板新設・・・・・・・・・・4㎡

章	項目	内 容										
一 般 事 項	1 総 則	本工事仕様書及び図面は、陸上自衛隊安平駐屯地において実施する「#60 隊舎排水管等補修工事」について必要な項目を制定する。										
	2 施 工	本工事は、本仕様書及び図面によるほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」及びメーカー標準規定に基づき入念に作業する。										
	3 疑 義	本工事仕様書及び図面との内容に相違ある場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合にはすべて、監督官と協議しなければならない。										
	4 軽微な変更	現場の納まり状況等により軽微な変更が生じた場合には監督官と調整し、その指示により施工する。但し、その場合の請負金額及び工期については変更しない。										
	5 材 料	使用する材料は仮設用資材を除きすべて新品とし、製造所及び商品名の特記ある場合はそのもの、又は同等品以上とする。但し、同等品を使用する場合は、監督官の承認を受ける。 また、すべて材料は工事現場に搬入後、検査を実施し合格したものを使用する。										
	6 現場管理	(1) 着手に先立ち、事前調査等により安全に関する施工計画を立て、作業関係者へ周知徹底するとともに常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。 (2) 本工事には現場代理人を常駐させ、労働者の監督及び諸調整を密にするものとする。 (3) 工事現場は、常に諸材料等の整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (4) 出入口及び危険のある場所には、危険表示等の処置を行う。 (5) 工事現場及び許可された場所以外への無断立ち入り、写真撮影等は厳禁とする。 (6) 在来施設等の保護には十分注意を払うものとし、万一、不注意等により損傷を与えた場合は監督官と調整の上、請負業者の責任において原形に復するものとする。 (7) その他部隊側の諸規則、指示に従い遅滞なく作業を行う。 本工事に必要な書類手続き及び整理は、請負業者の責任において監督官の指示どおり遅滞なく行う。										
	7 書類手続											
	8 工事写真	工事写真の提出方法は下記のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="302 901 940 1013"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>規 格</th> <th>撮 影 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>1 サービス判以上</td> <td rowspan="3">工事隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>2 デジタルカメラ撮影可</td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	規 格	撮 影 箇 所	着工前	1 サービス判以上	工事隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所	工事中	2 デジタルカメラ撮影可	完成時	
	分類	規 格	撮 影 箇 所									
	着工前	1 サービス判以上	工事隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所									
	工事中	2 デジタルカメラ撮影可										
	完成時											
	9 関係図書等	*撮影後、工事写真帳(A-4縦)に整理の上速やかに監督官に提出すること。 *撮影機器使用に際しサービス判で撮影した場合はネガを提出し、デジタルカメラで撮影の場合は監督官の指示がなければ、CD-R等の可搬記憶媒体の提出は不用とする。 工事実施に必要な図面(製作図、承認図)及び見本等は、製作前又は施工前に遅滞なく作成し、監督官の承認を得るものとする。										
	10 発生材	金属類は、監督官の指定する場所に運搬、集積し発生材調書を提出する。その他の発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関係法規に基づき適切に処理を行うものとし、マニフェストの写しを監督官に提出する。										
11 後片付け	工事完了に際しては、速やかに工事現場の後片付け清掃等を行う。											
12 電気・水道	電気、水道は、請負業者の負担において準備する。											
13 保証期間	本工事完了後1年間における施工の不備等による損傷は、請負業者の負担で無償修復とする。											
14 竣工検査	本工事終了後、本工事仕様書及び図面等に基づき、請負業者・監督官が立会いの上検査官が指定した日時に行うこととする。											

章	項目	内 容														
特 記 事 項	1 撤去工事	必要以上の箇所に損傷を与えてはならない。損傷を与えた場合は、請負業者の責任において原形に復する。														
	2 配管工事	配管材料 <table border="1" data-bbox="1310 167 2116 279"> <thead> <tr> <th>配管名</th> <th>施工区分</th> <th>使用管材</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排水配管</td> <td rowspan="2">屋内配管</td> <td>JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS K 6739 排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生陶器付属品</td> <td>屋内配管</td> <td>JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき</td> <td>2級以上</td> </tr> </tbody> </table>	配管名	施工区分	使用管材	備 考	排水配管	屋内配管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管		JIS K 6739 排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手		衛生陶器付属品	屋内配管	JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき	2級以上
	配管名	施工区分	使用管材	備 考												
	排水配管	屋内配管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管													
JIS K 6739 排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手																
衛生陶器付属品	屋内配管	JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき	2級以上													
3 内装工事	化粧石膏ボード:「JIS A 6901 石膏ボード製品」を使用すること。															
4 試験	通水試験を行う。															



案内図 S=1:X

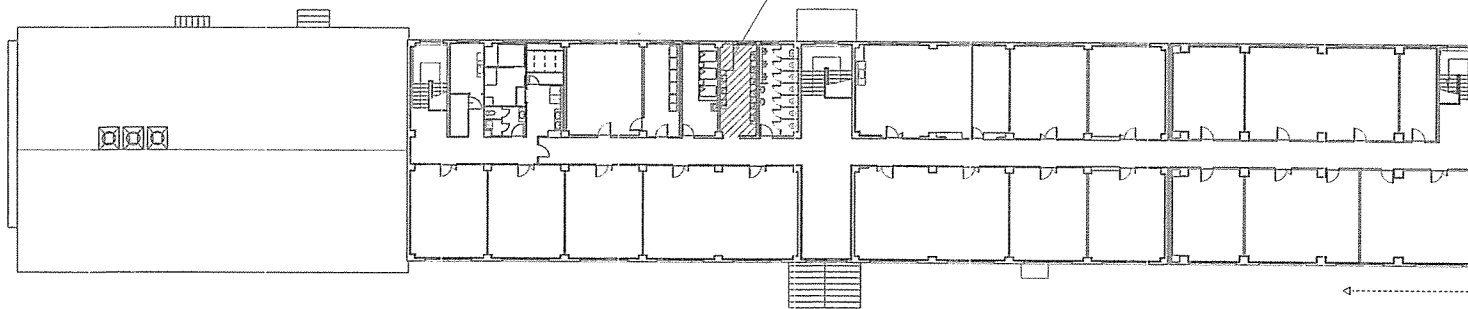


配置図 S=1/X

工事関係者以外不許複製

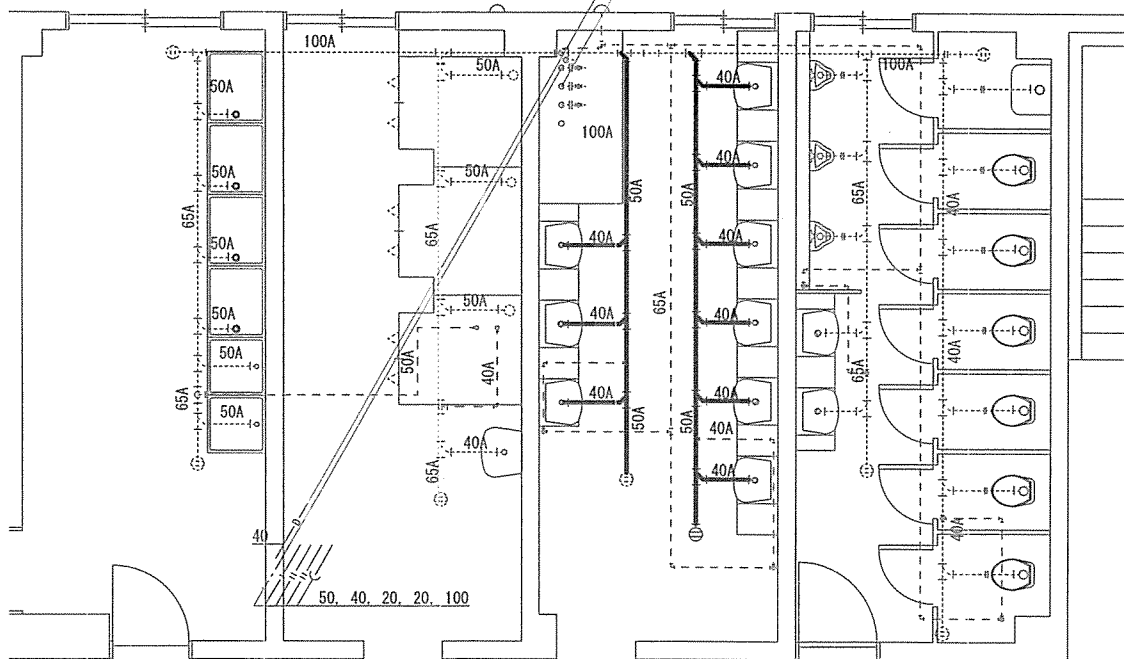
仕様書番号		24	
工 事 名 称	#60 隊舎排水管等補修工事	図 面 番 号	1/2
図 面 名 称	特記仕様書・案内図・配置図		縮 尺
支 配 長	総務科長	営繕班長	企画管財係長
監 督 官	監 督 官	監 督 官	監 督 官
陸上自衛隊安平駐屯地支処総務科営繕班		作成年月日	令和5年10月31日

工事箇所
1階天井 化粧石膏ボード新設 4 m²

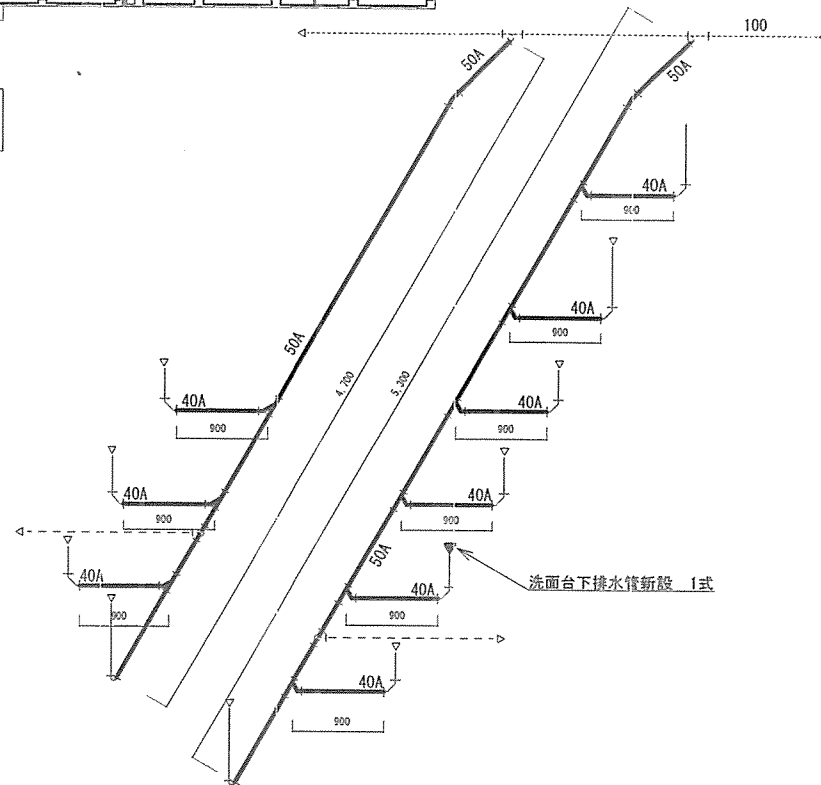


自動エア抜き弁装置 20A × 2

建物平面図 S=1/400



排水管図 S=1/60



配管詳細図 S=1/40

工事関係者以外不許複製

工事名称	#60 隊舎排水管等補修工事	図面番号	2/2
図面名称	平面図・配管図・配管詳細図	縮尺	図示
陸上自衛隊安平弾薬支処総務科管繕班		作成年月日	令和5年10月31日